

災害時における海域を漂流している
災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

令和7年12月2日

災害時における海域を漂流している災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

高知県土木部（以下「甲」という。）と高知県海砂利採取協業組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、高知県内において災害が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬の協力に関し、甲が乙に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次条に掲げる要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

- （1） 被災市町村名
- （2） 協力の要請内容
- （3） その他必要な事項

（乙の協力内容）

第3条 乙は、甲からの協力要請に基づき、次に掲げる事業を可能な範囲で行う。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集・運搬
- （3） 前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物収集・運搬等の実施）

第4条 乙は、甲から第3条の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、船舶及び資機材を確保する等、災害廃棄物収集・運搬等に協力するものとする。

- 2 災害廃棄物収集・運搬等は、乙の会員が実施するものとする。
- 3 乙は、必要に応じて災害廃棄物収集・運搬等を実施する会員の調整を行い、災害廃棄物処理等が円滑に実施されるよう協力するものとする。
- 4 乙は、災害廃棄物収集・運搬等を実施する会員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。
 - （1） 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
 - （2） 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物収集・運搬等の円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物収集・運搬等に関し、協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、会員が実施する災害廃棄物収集・運搬等が終了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 甲の要請により、乙の会員が実施した、第3条に規定する協力活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、当該業務の実施に要した前条の費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(平成10年3月30日高知県条例3号)の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡体制)

第10条 甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては高知県土木部港湾・海岸課長、乙にあっては高知県海砂利採取協業組合理事長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。
令和7年12月2日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県土木部長

乙 高知県高知市萩町2-1-95

高知県海砂利採取協業組合長